

神戸市介護サービス協会 だより

神戸市介護サービス協会 〒651-0086 神戸市中央区磯上通3-1-32 神戸市社会福祉協議会内
TEL 078(271)5326 FAX 078(271)5366
URL <http://www.kaigo-kobe.net>
E-mail kaigo@with-kobe.or.jp

◆ CONTENTS ◆

介護保険制度改定1年後のアンケート調査について1	協会の活動状況8
介護保険制度改定1年後のアンケート調査結果2・3	介護情報等共有のための諸様式について8
第1回研修会について4・5	神戸市からのお知らせ8
団体紹介(神戸市ケアマネジャー連絡会)5	個別加入のご案内8
平成18年度事業報告6・7	編集後記8

制度改定1年経過後のアンケート調査結果がまとまりました。

当協会では、介護保険制度改定後の課題・問題点を把握するため、平成19年6月に「制度改定1年経過後のアンケート調査」を実施しました。制度改定後2回目となる今回の調査は、主に予防給付に関わる課題や問題点を明らかにするため、市内のあんしんすこやかセンター、えがいの窓口、福祉用具貸与、訪問介護、通所介護、通所り八に関係する856事業所を対象に調査を行い、396事業所(46.3%)よりご回答をいただきました。

1年前(平成18年6月)の調査と比較して、制度改定によりサービス提供に関して問題や課題となっている事項が「ある」と回答した事業所の割合は、82.6%から85.1%に増大しています。また、問題や課題となっている内容では、「制度の具体的な解釈に関すること」と回答した事業所の割合が37.8%から25.5%に低下し、他方で、新たな選択肢として設けた「利用者の制度に対する理解や納得に関すること」と回答した事業所が59.6%、「事業所の経営に関すること」と回答した事業所が33.8%と高い割合になっている点が特徴です。

当協会では、このアンケート調査結果をもとに、制度改定に係わる諸課題について、神戸市や厚生労働省に対して改善の要請を行っていく予定です。なお、アンケート調査結果については、当協会ホームページにも掲載しておりますのでご参照ください。

データ1

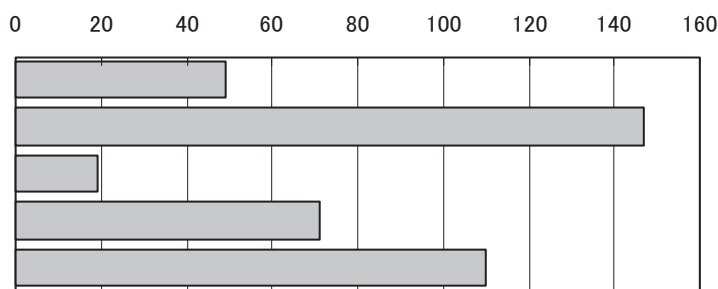
対象 あんしんすこやかセンター、えがいの窓口、福祉用具貸与、訪問介護、通所介護、通所り八を実施している会員事業所

実施時期 平成19年6月

実施方法 各事業所にアンケート用紙を郵送し、FAXにて回答いただいた。

回答状況

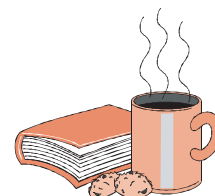
事業種別	送付数	回答数	回答率
あんしんすこやかセンター	74	49	66.2%
えがいの窓口	316	147	46.5%
福祉用具貸与	54	19	35.2%
訪問介護	213	71	33.3%
通所介護・通所り八	199	110	55.3%
合計	856	396	46.3%



データ2 制度改定1年経過後の現在、貴事業所でサービス提供に関して、問題や課題になっている事項がありますか。

	ある	ない	未回答	合計
あんしんすこやかセンター	48 98.0%	1 2.0%	0 0.0%	49 100.0%
えがおの窓口	130 88.4%	15 10.2%	2 1.4%	147 100.0%
福祉用具貸与	14 73.7%	5 26.3%	0 0.0%	19 100.0%
訪問介護	63 88.7%	7 9.9%	1 1.4%	71 100.0%
通所介護・通所リハ	82 74.5%	27 24.5%	1 0.9%	110 100.0%
合計	337 85.1%	55 13.9%	4 1.0%	396 100.0%

問題や課題になっている事項が「ある」と回答した事業所は、全体で85.1%に及んでいます。特に、「あんしんすこやかセンター」「訪問介護」「えがおの窓口」で「ある」と回答した事業所の割合が高くなっています

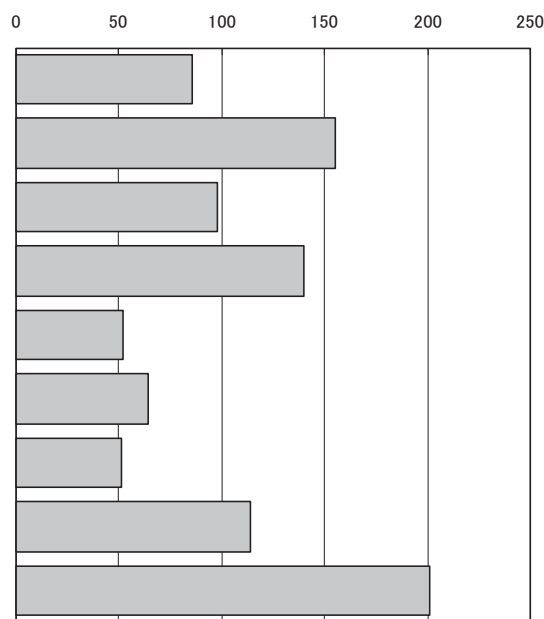


データ3 上記で「ある」と回答した事業所の問題や課題になっている内容はどのような事項ですか。

選択肢による回答です。全体では、問題や課題になっている内容として「利用者の制度に対する理解や納得に関すること」を選択した事業所が59.6%と過半数を占め最も高く、次いで「サービス内容に関すること」「要介護認定に関すること」「事業所の経営に関すること」「計画作成に関すること」の順に高い割合になっています。

事業種別でみた場合、「あんしんすこやかセンター」では「計画作成に関すること」が50.0%、「えがおの窓口」では「要介護認定に関すること」が50.0%、「訪問介護」では「サービス内容に関すること」が61.9%とそれぞれ高くなっている点の特徴です。

	合計
制度の具体的な解釈に関すること	86 25.5%
サービス内容に関すること	155 46.0%
計画作成に関すること	98 29.1%
要介護認定に関すること	140 41.5%
請求や事務処理に関すること	52 15.4%
地域包括支援センターや関係機関に関すること	64 19.0%
職員確保に関すること	51 15.1%
事業所の経営に関すること	114 33.8%
利用者の制度に対する理解や納得に関すること	201 59.6%



データ4 上記の問題や課題になっている具体的な内容は。

自由記載による回答です。問題や課題になっている具体的な内容として20件以上の記述があった内容をご紹介します。

【利用者の制度に対する理解や納得に関すること】

予防の給付内容（月単位のサービス等）を理解してもらえない。（77件）

制度が複雑過ぎて理解してもらえない。関係者が多く、混乱される。（40件）

認定結果に納得できない。（35件）

要支援、要介護と変わる度に契約し直し、担当が変わる煩わしさ。（30件）

【サービス内容に関すること】

介護予防の月単位請求による回数・事業所限定の問題。（37件）

要支援者の通院介助や外出介助に伴う問題。（25件）

サービスの種類・回数・時間が限定されており、利用者のニーズに応えられない。（22件）

【要介護認定に関すること】

要介護認定にバラつきがある。結果に不服がある。(45件)

【事業所の経営に関すること】

委託料、予防の報酬単価が低すぎる。(41件)

利用者、件数が減少し、経営が苦しい。(28件)

介護報酬が下がり、経営が苦しい。(20件)

【計画作成に関すること】

予防計画は手間がかかり過ぎる。(33件)

予防計画の立て方(目標設定、評価等)が難しい。目標設定に無理がある。(20件)

【請求や事務処理に関すること】

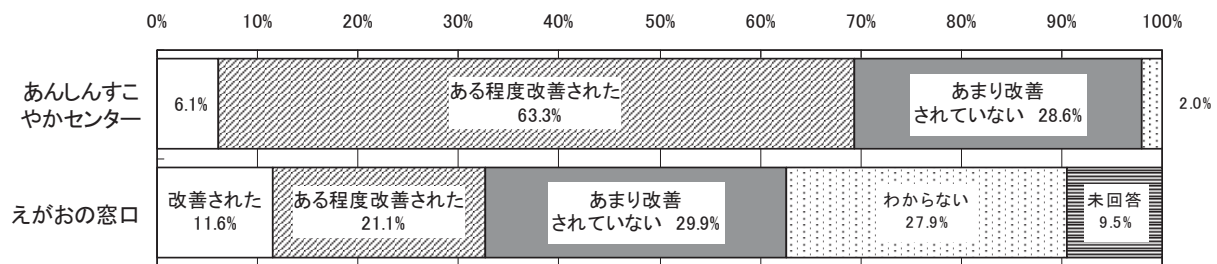
事務処理、訪問、モニタリングが増加し、仕事に追われている。(21件)

予防の事務処理や請求処理は手間がかかり、無駄が多い。(21件)

データ5 予防給付ケアマネジメントの事務改善(平成19年5月実施分)により問題は改善されましたか。

「改善された」又は「ある程度改善された」と回答した事業所は、全体で41.8%、「あまり改善されていない」と回答した事業所は29.6%になっています。

事業種別でみた場合、「改善された」又は「ある程度改善された」と回答している事業所は、「あんしんすこやかセンター」で約7割に達しているのに対して、「えがおの窓口」では約3割にとどまっていますが、「わからない」と回答した事業所も多い点特徴です。



データ6 上記で、改善されていない問題は具体的にどのような内容ですか。

自由記載による回答です。改善されていない問題として記述があった上位3位までの内容を紹介します。

事務量、書類は依然として多い。(25件)

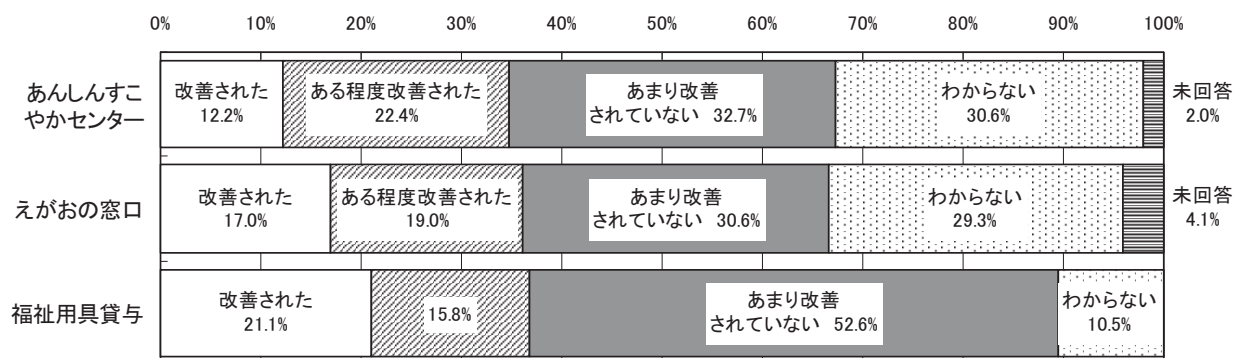
内容が充分周知されていない。事業所により方法が統一されていない。(18件)

帳票類の朱印は多少減ったが、根本的な解決には至っていない。(17件)

データ7 軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いの見直し(平成19年4月実施分)により、問題は改善されましたか。

「改善された」又は「ある程度改善された」と回答した事業所は、全体で35.8%、「あまり改善されていない」は29.6%、「わからない」は27.9%と分かれています。

事業種別でみた場合、「福祉用具貸与」では「あまり改善されていない」と回答した事業所が過半数を占めている点特徴です。



データ8 上記で、改善されていない問題は具体的にどのような内容ですか。

自由記載による回答です。改善されていない問題として記述があった上位3位までの内容を紹介します。

手続き、書類が多過ぎる。(22件)

条件が厳し過ぎる。個々の状態ではなく、要介護度、疾病名で判断される。(22件)

結果に時間がかかり過ぎる。ターミナル、急性期の場合対応できない。(22件)

第1回研修会を開催しました。

平成19年8月25日(土)に、兵庫県立のじぎく会館において、平成19年度第1回目の研修会を開催しました。高田理事のあいさつに続き、毎日新聞社勤務のジャーナリストの横田一氏から「介護が裁かれるとき～よりよい高齢社会のために～」と題して、ご自身のお母様の介護保険施設での事故とそれに係わる裁判の体験をまとめた書籍の内容を交えて講演をいただきました。

講演の要約は以下のとおりです(文責:事務局)

講演 「介護が裁かれるとき～よりよい高齢社会のために～」

講師:毎日新聞社編集局情報調査部アーカイブセンター 横田 一 氏

事故の経緯

2001年1月28日(日)午後3時半頃、おやつ時間の後、4人のケアワーカーが手分けをして、10人ほどの利用者のトイレ介助を始めた。

20代のケアワーカーがショートステイ中の母親を車いすで自室である403号室に連れていき、トイレに座らせてくれた。その時ケアワーカーの持っていたPHSが鳴ったので、ちょっと待ってくださいと言って403号室を離れ、廊下を挟んで37メートル離れた418号室に駆けつけてその利用者のトイレ介助を行った後、403号室に戻ろうとしたのだが、間違っ隣室に行ってしまった。その部屋のカーテンの向こうでは利用者がトイレ介助をもらっている様子だったので、「誰かが横田さんをケアしてくれているんだ。」と思い込み、その場を離れた。

403号室に一人ぼつんと残った母親は、誰も来ないので自分でやらなければいけないと思い、立ち上がり4、5メートル離れたベッドへ戻ろうとして、ベッドとトイレの中間で転倒したと思われる。

発見時、後頭部にこぶができていたため、すぐに施設の車でかかりつけの病院に連れて行き脳の検査をして出血がないということで、その日は施設に戻ったが、翌朝、吐き気がするということで、再度、病院に連れて行き検査の結果、脳内出血が確認され、すぐ大学病院の脳神経外科へ救急車で運ばれ、入院ということになった。

その後、大学病院から自宅近くの病院に転院するが、脳出血がもとで経管栄養になり気管切開をして、介護療養型の病院に移った後、急性肺炎により亡くなった。

疑問から裁判へ

介護を引き継いでくれたと思ったので、別の利用者の介護をするために場所を移ったという説明を受けて、こんなことがあるのだろうかという疑問に思った。

最初、施設側は見守りを怠ったゆえの事故だと家族にも謝っていたが、損害保険会社の弁護士が入ってきた段階で、ナースコールを押せるはずの人の、押さずに自分で立ってしまったのは自己責任であるという論理展開に変えてきた。

果たして全部これが母親の責任なのだろうか、ケアの責任は全くないのだろうかという疑問から、弁護士と相談して調停を申し立てた。

裁判にて明らかになったこと

知り合いの弁護士は、大変難しいと言った。一つは、ケアのミス立証できるかどうか、もう一つは、経管栄養の管を經由して気管に入って窒息したのではないかというような反論に対し死因立証できるのかという医学裁判的な要素を帯びたケア裁判になった。病院にカルテを借りるのも裁判所の命令がなければ貸してもらえず苦労した。

当初、施設長が家族にした説明では、同室の利用者が、コンクリートの床で頭を打った音に気づいて倒れていた母親を見つけナースコールを押してケアワーカーが駆けつけたとのことだったが、裁判になると、たまたま通りかかった別のケアワーカーが見つけたという話に変わっており、排泄後に自力で立ち、車いすでベッドまで行こうとした際の事故なので、排泄介助中ではなかったということになっていた。

施設側の書面では、転倒発見時に母親のズボンはきちんと上がっていたとなっていたが、弁護士の「最初にあなたが病室に駆けつけた時に、横田さんのズボンはちゃんと上がっていましたか?」との質問に、ケアワーカーが「おしりが見えていました。」と答えた証言により、排泄ケアが途中で放棄されたことを認めたということで、闘いは終わった。

裁判所の判断は、ケアのミスは認めるが、死因については必ずしも事故がもとで死んだとは限らないということで、最終的に和解をした。

2000年4月の介護保険導入以降、裁判に持ち込まれるケースが増加

措置から契約へ = 義務も果たすが、権利も主張する

家族の思い(医療被害者の五つの願い)

1. 原状回復
2. 真相究明
3. 反省謝罪
4. 再発防止
5. 損害賠償

出典:「医療被害防止・救済システムの実現をめざす会」(仮称)準備室
加藤良夫弁護士講演から

介護施設に求めること

強者であることの意識 = 施設は力があるということを認識する。
利用者は入所時に施設がどのような保険に入っているか確認すべきと専門家は言うが、利用者側からはとても聞けない。施設側から説明するようなシステムにするべき。

インフォームド・コンセント(説明と同意)

利用者・家族とのコミュニケーションをスムーズにする

- ・家族会や家族アンケート等の実施。
- ・施設評価やケアプラン作成に対する適度な家族参入。
- ・ボランティアの活用。等

失敗はよいケアへの貴重な教訓 = 失敗から学ぶ。
事故を起こした職員が辞めることなく次の失敗の最大の防御策として、一緒に職場の事故を少なくしていく工夫をする。
例えば、事故が起こると施設全体でカンファレンスをし、問題点を洗い出し、それを整理して、反省し、利用者に説明し、補償する。
場合によっては弁護士と相談する。
事故委員会等の仕組みを作り、働きやすくする。

重要な背景

自己責任社会 トラブルの増加が予想される。
契約意識が広がり、トラブルは事後にお互いの協議の中で解決すべき。

↓
自己防衛を余儀なくされる時代になりつつある。
(ある程度用意をして備えておく)



講演の最後、講師に研修会参加者からの質問にお答えいただきました。



質問者：先生のお母様の事故が起こった日曜日というのは、職員の一番少ない時です。この点は人を増やすしかないが、今の介護報酬ではとても増員ができないし、募集しても人が集まらない状況です。

横田氏：介護報酬が頭打ちであるために、全て現場にしわ寄せが来ていると思います。だから、人が集まらないし、賃金もカットせざるを得ない。少しずつマスコミも取り上げ出したところだと思います。介護の現場は声を上げない集団と言われていきます。パブリックオピニオンの募集などにはどんどん意見を出すべきだと思います。労働に見合う報酬は要求すべきだと思いますが、給料が低いからいいかげんでいいと言ったつもりはないので、誤解のないようお願いします。

質問者：利用者家族とのコミュニケーションの問題ですが、ご家族も忙しいので、一旦施設に預けたら、預けっ放しという方もたくさんおられます。

横田氏：私も母親の事故が起こるまで施設に行かなかったので耳の痛い話で、今、やっぱり行くべきだったと非常に反省しています。施設の実態を知る、様子を知るというのは家族としての責任だと思います。

質問者：裁判を起こした人たちは決してその当事者を責めたいという意味ではなく、原因究明をして、その職場をより良くして欲しいという願いで行われているということがよく判りましたが、実際、現場ではそのような職員が職場を去らざるを得ないような結果に陥ってしまっています。このギャップについてご意見をお聞きしたいと思います。

横田氏：私の母親のケースでは、当事者の職員は同じ法人内で配置転換になりました。その失敗を本人は未来永劫負ったままで仕事についていくと思います。ミスした人を排除するのか、あるいはそのまま残って見守りながら優しく包んでいくのか。今後、事故をどう防ぐのかということについて生きた教材があるわけですから、できるだけ支え合いながらやっていくことがケアの場合は可能だと私は感じてます。

その他、講演を聴いた参加者からの感想（研修会アンケートより）

少し疎遠になっている家族とは、ちょっとしたことでトラブルになってしまうことが多いのでこちらからコミュニケーションをとっていかねばならないと感じる。

介護職として身につまされる思いがした。かけもち介護が当たり前の状況で綱渡りのな仕事をしており、毎日が危険と隣り合わせである。

家族も預けたからと、全責任を施設に向ける現状がある。施設のできる事、できない事ははっきり伝えることが必要である。一つ一つのケアが人としてきちんと向き合っているのか考えることができた。家族の深い愛情についても考えさせられた。介護の大変さ、重労働の中、質の高さ・サービスの向上と言われるが、本当にこんな人員や、低いコストでできるのかももっと考えて欲しい。

職員の数が少なくリスクが大きい中で、利用者の命を預かっているという意識を持って働かないといけないと気付かされた。「声をあげない集団」から、自分達の環境を自ら作っていく集団になることの必要を強く感じた。

団体紹介 第9回

神戸市ケアマネジャー連絡会

神戸市ケアマネジャー連絡会は、会員相互の交流や情報交換、専門職としてのケアマネジャーの質の向上、社会的地位の向上を目指すことを目的として平成13年9月に設立されました。当初の会員数は200名程度でしたが、6年目の現在では1012名（平成19年10月現在）の会員数となりました。

連絡会の活動は、役員会（9区の世話人約50名で構成）を中心に進められ、今年度は「利用者の立場に立った生活支援」を目標に、広報・調査研究・研修の部会活動と、各区の地域性を考慮した連絡会での研修会などを実施すると同時に、兵庫県介護支援専門員協会の神戸ブロックの機能も果たしています。

また、利用者の生活ニーズを的確に把握し、地域の実情を考慮しながら生活支援へと結びつけていくためには、保険者である神戸市や関係団体との連携は重要であると考えています。そこで神戸市とは「ケアマネジャーの声を聴く会」を定期的開催し、現状報告や課題解決に向けた話し合いや政策提言を続けています。また、神戸市医師会との懇談会も定期開催し、連携強化にむけた取組みを各区においても実施しています。

これからも、さまざまな条件や環境の変化に伴って制度の見直しはやむを得ないものでしょう。しかし、真にサービスを必要としている人々が、必要なサービスを活用できるように支援するというケアマネジャーとしての使命はゆるぎないものと考えています。職能団体として現場の声を国に伝えていく役割をしっかりと果たしていきたいと思っております。今後も介護サービス協会の7団体の皆様とより一層協力して、市民の福祉向上を目指して参りますので宜しくご支援・ご協力をお願い致します。

（神戸市ケアマネジャー連絡会）

平成18年度事業報告

1 組織運営

1 理事会の開催（2回開催）

協会の設立目的である「保健・医療・福祉の連携」「サービスの質の向上」に関する事業の推進と併せて、制度施行後初めての大幅な改定が行われた介護保険制度に関する「問題点・課題の整理、対応策の検討」をテーマに掲げ、平成18年度の協会活動を進める上での方針の確認を行いました。また、平成19年度事業を進める上で、介護保険制度改定に関する課題への対応、事業者間の連携の促進方法、サービスの質の向上に資するための調査・研修等

について、引き続き取り組む確認を行いました。

平成17年度の決算、平成19年度の予算についても確認を行いました。

介護保険制度改定に関する課題への取り組みとしては、「介護保険制度改定に伴うアンケート調査」結果から読み取れる課題等を基に8項目からなる「介護保険制度改定に対する要望書」をまとめ平成18年9月28日に神戸市に提出しました。

2 運営委員会の開催（隔月毎）

理事会で確認された事業方針・事業計画に則り、運営委員会で協会事業全般についての協議を行い、事業具体化のための検討、各部会間の調整を行いました。

- ◆「保健・医療・福祉の連携」については、制度改定により創設された介護予防サービスやあんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)等の機関を中心とした新たな連携のあり方等について協議を行いました。
- ◆「サービスの質の向上」を図るため、1年間の研修のあり方を検討し、各部会ごとに企画する研修内容の調整を行いました。また、各部会において検討を行うアンケートやマニュアルの作成等について確認を行いました。
- ◆「介護保険制度改定に伴う課題整理」については、各事業者で抱えている介護保険制度改定に伴う諸課題を明確にするため、会員事業者を対象に「介護保険制度改定に伴うアンケート調査」

を実施し、アンケートから得られた結果を基に厚生労働省及び神戸市に対する要望事項の検討を行いました。

また、平成19年2月28日付けで厚生労働省老健局振興課から示された「軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いの見直し」に関して、軽度者に迅速な対応ができるよう神戸市に対して要望書を提出しました。

- ◆「協会活動の市民に対する広報」として、ホームページを活用し、介護保険に関する最新情報を掲載するとともに、一般参加が可能な関係団体主催の研修会についてもホームページに掲載しました。

3 拡大運営委員会・部会の開催（1回開催）

「介護保険制度改定に対する要望書」に対する神戸市からの回答について、神戸市との意見交換を行う場として、第5回各部会に代え「拡大運営委員会・部会」を開催しました。

4 部会の開催（隔月毎）

運営委員会で協議された事業を具体化するために、「居宅介護支援サービス部会」「在宅サービス部会」「施設サービス部会」の3部会を開催し、それぞれの部会単位での事業内容の検討を行いました。

居宅介護支援サービス部会

- ◆経験年数の短い介護支援専門員や、認知症高齢者の具体的なケアマネジメントの経験が浅い介護支援専門員を対象に、認知症高齢者のケアマネジメントの具体的なポイントを事例を通じて学び、振り返りが行えるよう手引書を作成し、会員事業所のえがおの窓口、介護保険施設、グループホーム、特定施設、あんしんすこやかセンターに送付しました。
- ◆介護保険制度改定に伴う課題として、主に介護予防支援やあんしんすこやかセンター、要介護認定に関する課題や問題について検討を行うとともに、神戸市との意見交換を行いました。
- ◆あんしんすこやかセンターと主治医との円滑な連携を図り、介護情報等の共有を図るために協会で作成したFAX連絡票を一部改訂するとともに、改訂したFAX連絡票を神戸市介護保険課の協力により各あんしんすこやかセンター宛に配布していただきました。

在宅サービス部会

- ◆平成16年1月に発行をした「介護ノート」について普及促進策を検討するとともに、介護保険制度改定に伴う改訂の必要性について検討を行いました。(平成19年度に継続) また、平成18年度に創設されたあんしんすこやかセンターと事業者間の連携を促進するため、「介護ノート」(各センター10冊ずつ)を無償配布しました。

- ◆介護保険制度改定に伴う課題として、主に軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いに関する諸課題について検討を行うとともに、神戸市に対し要望を行うよう検討しました。

- ◆平成17年度に作成した「在宅介護における感染予防マニュアル」の内容について、改訂の必要性等について検討を行いました。(平成19年度に継続)

- ◆大規模災害時における連携のあり方について、協会として取り組んでいく内容について検討を始めました。(平成19年度に継続)

施設サービス部会

- ◆介護保険施設等におけるサービスの質の向上を目的とし、サービスを提供する職員の意識や職員間の連携の実態を調査するため、平成17年度に介護保険施設等に従事する職員を対象に実施したアンケート調査結果の分析を行い、「介護保険施設等職員アンケート調査報告書」としてまとめました。

- ◆「介護保険施設等職員アンケート調査報告書」を、施設サービスの質の向上のために活用していただくよう神戸市内の介護保険施設、有料老人ホーム、ケアハウス、グループホームに送付しました。(各施設3冊ずつ)

- ◆施設における介護サービスの質や、施設職員の意欲向上と深く関係するリスクマネジメントについて協議し、協会としてどのように取り組むべきかの検討を行いました。(平成19年度に継続)

2 介護保険に関する情報の提供

最新の介護保険情報及び介護保険に関連する保健・医療・福祉に関する情報、協会事業の案内・報告を行うため、会員に対して情報提供を行いました。

- ◆ 全体研修会、継続研修会の場を通じて、全国・神戸市での介護保険の実施状況や介護保険に関する最新情報について情報提供を行いました。
- ◆ 「協会だより」を発行し、協会事業の取り組み状況、研修会の要旨・概要報告、各団体の紹介、今後の事業予定等についての情報提供を行いました。(2回発行)
- ◆ 介護保険等に関する最新情報の提供、各種研修会等の情報を発信するために開設したホームページを通じて、会員に対する情報提供に努めました。
(HPアドレス <http://www.kaigo-kobe.net>)
- ◆ 市民福祉大学福祉ライブラリーを通じて、協会が入手した図書、ビデオを会員事業者に閲覧・貸し出しができるよう努めました。

3 各種研修会の開催

介護サービスの全般的な質の向上を図るため、全会員事業者を対象とする研修会を年間3回開催するとともに、より質の高い介護サービスを提供していくため、特定職種を対象とした継続研修会を開催しました。

1 全体研修会の開催

第1回研修会

- ◆ 日 時 平成18年9月2(土) 午後1時30分～4時30分
- ◆ 内 容 講演1「介護保険制度改定におけるサービス提供の視点」
講演2「高齢者虐待防止における介護保険事業者求められる役割」

第2回研修会

- ◆ 日 時 平成18年12月16日(土) 午後2時～4時30分
- ◆ 内 容 講演「これからの介護保険事業所経営を考える～生き残りをかけて～」

第3回研修会

- ◆ 日 時 平成19年2月10日(土) 午後1時30分～4時30分
- ◆ 内 容 講演1「苦情処理相談事例から見た介護サービス」
講演2「在宅サービスにおけるリスクマネジメント」

2 継続研修会

「ケアマネジャーの知っておきたい医学知識研修会」

- ◆ 期 日 平成18年9月21日(木)～12月14日(木)の毎月1回開催(午後1時30分～4時30分)
- ◆ 内 容
 - ・ ケアプラン作成における主治医意見書の利用と注意点
 - ・ 特定疾病の理解
 - ・ 認知症の理解とその対応
 - ・ 嚥下障害に関する医学知識
 - ・ 在宅でのリハビリテーション
 - ・ 高齢者の眼科疾患
 - ・ ケアマネが知っておくべき薬剤知識
 - ・ 高齢者の排尿障害(尿失禁)
 - ・ 皮膚科疾患
 - ・ 嚥下障害と口腔ケア
- ◆ その他
 - ・ 研修アンケートでの質問事項に対するQ & Aをホームページで公開
 - ・ 兵庫県介護支援専門員協会の研修単位認定制度(対象:ケアマネジャー)の認定研修として単位認定

サービス提供責任者研修会(神戸市シルバーサービス事業者連絡会との共催)

- ◆ 日 時 平成18年6月8日(木)～9月7日(木)の毎月1回開催(午後1時30分～4時30分)
- ◆ 内 容
 - ・ サービス提供責任者の役割
 - ・ 嚥下障害のある人への介護に関する知っておきたい医療知識
 - ・ 具体的な事例を通してサービス提供責任者の役割を考える
 - ・ サービス提供責任者交流会
 - ・ 対人折衝能力の向上
 - ・ 口腔ケア
 - ・ 薬との上手な付き合い方
 - ・ サービスの質の向上を目指して
- ◆ その他 全回(4日間)受講者に対し、受講修了証を発行

在宅介護における感染予防研修会(神戸市シルバーサービス事業者連絡会との共催)

- ◆ 日 時 平成19年2月17日(土)、3月10日(土)の2回開催(午後1時30分～4時30分)
- ◆ 内 容
 - ・ 感染予防の必要性とその意義
 - MRSA 疥癬 肝炎 肺結核 感冒・インフルエンザ 白癬・カンジタ
 - ・ 感染予防テクニックの要点と技術の習得
 - 手洗い エプロン(ガウン)・マスク うがい・手袋

4 総会の開催

- ◆ 日 時 平成18年10月21日(土) 午後2時～4時30分
- ◆ 報 告 事業報告・事業計画、予算・決算
- ◆ 記念講演 「在宅ホスピスケアにおける介護と医療の連携」
講師: 関本クリニック 院長 関本 雅子 氏
日本ホスピス在宅ケア研究会 理事

協会の活動状況

6月から10月までの動き

平成19年

6月	7日	平成19年度第2回運営委員会
	14日	サービス提供責任者研修会2日目(参加者52名)
	16日	平成19年度第1回理事会
7月	9日	平成19年度第2回在宅サービス部会
	12日	平成19年度第2回居宅介護支援サービス部会 平成19年度第2回施設サービス部会
	19日	サービス提供責任者研修会3日目(参加者49名)
8月	2日	平成19年度第3回運営委員会
	4日	平成19年度第1回臨時理事会
	19日	サービス提供責任者研修会4日目(参加者49名)
	25日	平成19年度第1回全体研修会(参加者147名)
9月	10日	平成19年度第3回在宅サービス部会

9月	13日	平成19年度第3回居宅介護支援サービス部会 平成19年度第3回施設サービス部会
	20日	ケアマネジャーの知っておきたい医学知識研修会1日目(参加者164名)
	22日	平成19年度第2回臨時理事会
10月	4日	平成19年度第4回運営委員会
	13日	平成19年度総会・記念講演会(参加者153名)
	18日	ケアマネジャーの知っておきたい医学知識研修会2日目(参加者168名)
	26日	平成19年度第1回施設サービス部会小委員会

今後の予定(期日確定分のみ)

平成19年

11月	8日	平成19年度第4回居宅介護支援サービス部会 平成19年度第4回施設サービス部会
	12日	平成19年度第4回在宅サービス部会
	15日	ケアマネジャーの知っておきたい医学知識研修会3日目
	22日	平成19年度第2回全体研修会



介護情報等共有のための諸様式について(お願い)



協会では、ケアマネジャーを始め、介護保険事業所、医療機関等の関係者が、利用者に関する介護や医療の情報等の共有化を図るための諸様式を作成しており、すでに多くの関係者の皆様にご活用いただいています。

医療機関への様式の送付に関して、一部、使用説明と異なる使い方をされている方がおられます。

つきましては、使用説明をご確認いただき、説明書に沿った使い方をお願いいたします。

特に、下記の点に関してはご注意ください。よろしくお願いいたします。

医療機関に対してケアマネジャーが、利用者の医療情報等の提供を求める場合には、「介護情報提供書」(様式第4号)の「内容欄」に具体的な照会事項を記載し、別紙「診療情報提供書」により回答いただきたい旨を書き添えて、必ず「診療情報提供書」(様式第5号)の白紙を添付して送付してください。

「FAX連絡票」(様式第1号)や「サービス担当者会議の開催について」(様式第3号)および「介護情報提供書」(様式第4号)のみで、医療情報を回答いただけるものではありません。

各様式及び使用説明は、協会ホームページ(<http://www.kaigo-kobe.net>)の「協作成様式ダウンロード」コーナーから、Word形式、一太郎形式、PDF形式でダウンロードできます。

ティーツリータイム



これから冬季をむかえ、空気の乾燥等により、ノロウイルスによる感染性胃腸炎が拡がりやすい時期となります。介護保険施設等におかれましては、日頃からの手洗いやうがいの励行などの衛生管理の徹底とともに、ノロウイルスによる感染が疑われる症状が表れた場合には、吐物による誤嚥や窒息の予防、吐物やふん便の処理及び施設内の消毒の徹底、速やかな医療機関の受診や保健機関への連絡等、適切な対応をよろしくお願いします。

個別加入のご案内

協会では、下記の団体加入会員(団体一括加入)の7団体に加入されていない法人・事業所等で、神戸市内で活動を行う介護サービス事業者を運営する法人・事業者や介護サービス関連事業を行う団体を対象に、個別加入の受付を行っています。詳しくは、協会事務局までお問い合わせ、または協会ホームページをご覧ください。

団体加入会員(団体一括加入)

神戸市老人福祉施設連盟
神戸介護老人保健施設協会
社団法人 兵庫県私立病院協会神戸支部
神戸市シルバーサービス事業者連絡会
社団法人 神戸市医師会
社団法人 神戸市歯科医師会
神戸市薬剤師会

上記の7団体に所属する会員

編集後記

介護保険制度改定1年経過後のアンケート調査を実施し、各事業所から寄せられた回答を拝見させていただくと、制度改定に伴う介護予防事業の創設が、必ずしも利用者である高齢者に役立っているとは言えないことと、これに関わる事業者の経営状況や職員の給与水準が年々悪化している様子がひしひしと伝わってきました。老年人口のピーク期を35年後に控えて、わが国の介護保険制度はどこへ向かうのでしょうか。願わくは、制度の問題点を今一度洗い出し、多くの高齢者がいきいきと参加でき、事業者や職員も将来に渡って安心して働くことができる制度への改定を願わずにはられません。(沙)